

# 注文した覚えのない商品が届いたら…?



一方的に商品を送りつけて代金を請求する手口を「ネガティブ・オプション(送りつけ商法)」と言います。申し込んでいない商品が届いたら、「**三つの心得**」のとおり対応しましょう。

**1** ピンポン、お届け物です

はい

あれ、何か頼んだっけ？  
宅配便の人も忙しそうだし、  
とりあえず受け取っておこう

**2** えっ？DVD？  
やっぱり頼んでないぞ

**3** あれっ？  
請求書が入ってる！  
払わないといけなの!?

請求書？

**4** この商品、  
どうしよう

## こんな時、どうする!?



● 心当たりのない商品が届いたら  
**宅配業者に「受け取り拒否」をして、  
持ち帰ってもらいましょう**

● 請求書が入っていても  
**支払う必要はありません**

一方的に送りつけてきたものに対して購入の意思がないのであれば、売買契約は成立していません。

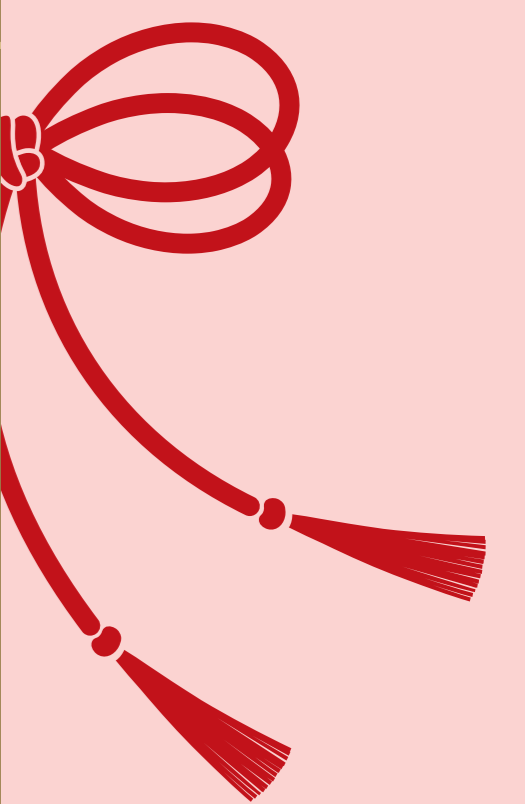
もし、受け取ってしまった場合でも、**商品を受け取った日から14日間、消費者が商品の引き取りを送りつけてきた業者に依頼した場合には7日間**、商品を保管をする必要がありますが、**その後は自由に処分**することができます(特定商取引法第59条)。

## 二次被害にも注意!

代金を支払ってしまうと、その情報が同業者に伝わり、別の業者から新たな商品が送りつけられる可能性があるため注意が必要です。

### 三つの心得

- 受け取らない!
- 支払わない!
- 困ったら、消費生活センターに相談!



## 消費者ホットライン

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

局番なしの

**1 (い) 8 (や) 8 (や)**

